

平成17年度末現在、県立広島病院など12機関が合計3億円以上の高額備品を保有している。この12機関が保有する高額備品439点、約124億円は、高額備品総合計点数704点の約6割、総合計金額約174億円の7割を占めている。

## (2) 高額備品等の管理責任者の設置等状況

使用中の物品の管理は、物管則第2条に基づき物品管理職員が所掌することとなっており、本庁では知事等、地方機関においては各機関の所長等となっている。しかし、高額備品等は試験研究機器や衛生医療機器など特に管理を適正に実施する必要のあるものが多く、独自に管理責任者を定めたり（以下「管理責任者」という。）保守管理要領を策定している機関がある。その状況は、次のとおりである。

【表24】管理責任者の設置状況及び保守管理要領の有無の状況

区 分			管理責任者の設置		保守管理要領の有無	
			点(件)数	構成比(%)	点(件)数	構成比(%)
購 入	704 点中	有	370	52.6	114	16.2
		無	334	47.4	590	83.8
借受け	231 件中	有	112	48.5	35	15.2
		無	119	51.5	196	84.8

各機関で独自の管理責任者を設置しているものは、購入、借受け共に半数程度であった。本庁（知事部局）では、情報政策室（情報システム）、健康増進・歯科保健室（レントゲン車等の特殊自動車）、産業技術振興室（電子顕微鏡等の試験研究機器）において、管理責任者が設置されている。警察本部では、特殊車両や警察用機器に対して、管理責任者が設置されている。

地方機関をみると、県立病院では、個々の医療機器に対して、管理責任者が設置されている。県立学校のうち、工業、農業等の専門高等学校では、教育用機器に対して管理責任者が設置されている。

保守管理要領を設けているものは、購入、借受け共に15パーセント程度であった。要領が整備されているのは、その大半が特殊自動車等の車両に関するものである。

また、美術館、歴史博物館では、収藏品等に対しての要領がある。県立学校で要領があるのは3校で、いずれもバスに関するものである。

## (3) 高額備品等の保守点検の実施状況

高額備品等の保守点検の実施状況は、次のとおりである。

【表25】高額備品等の保守点検の実施状況（平成17年度）

区 分	購入（704点）		借受け（231件）	
	点数	構成比(%)	件数	構成比(%)
定期的に業者に委託している (A)	213	30.3	129	57.6
随時に業者に委託している (B)	52	7.4	101	45.1
担当者が実施している (C)	273	38.9	23	10.3
実施していない	220	31.3	10	4.5
その他	14	2.0	18	8.0

(注) (A),(B),(C)に若干の重複がある。

購入分については、704点のうち220点、全体の31.3パーセントで保守点検が実施されていなかった。

借受け分については、ほとんどのもので保守点検が実施されていたが、保守料は賃貸借契約に含まれているものが多い。

#### (4) 高額備品の保守契約の実施状況

借受け分については、保守契約は賃貸借契約に含まれるものが多いため、購入分について保守契約の状況を確認したところ、次のとおりであった。

【表26】 高額備品の保守契約の状況 (平成17年度)

区 分	点数	構成比(%)	契約額(千円)	構成比 (%)
一般競争入札	18	7.9	30,973	12.3
指名競争入札	12	5.3	1,257	0.5
随意契約	197	86.8	219,108	87.2
合 計	227	100.0	251,338	100.0

購入分の高額備品の保守契約は、備品点数、契約金額共に随意契約が最も多く、約9割を占める。随意契約の主な理由は、自治令第167条の2第1項第1号の少額随契（予定価格100万円以下の業務委託契約）によるものが73点、同項第2号（性質又は目的が競争入札に適さない）によるものが124点であり、機器を納入した業者や機器製造メーカーによる保守契約が多い状況がある。一般競争入札の18点は、すべて総務部（情報政策室）の情報システムに係るものである。

#### 4 高額備品の貸付け等の状況

##### (1) 高額備品の貸付け等状況

物品は、貸付けを目的とするもの又は貸し付けても県の事業若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものは、貸し付けることができる。また、公の施設(注)等の施設の管理に係る物品を、協定等により管理委任することができる。(物管則第17条,第17条の2)なお、高額備品の貸付け及び管理委任の状況は、次のとおりである。

(注) 公の施設…地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設（自治法第244条第1項） 例：公園、文化施設、病院等

【表27】 貸付等備品保有状況 (単位：点)

NO	所 属	点数	NO	所 属	点数
1	県民生活部	2	9	尾三地域事務所	1
2	福祉保健部	27	10	福山地域事務所	2
3	商工労働部	15	11	備北地域事務所	3
4	農林水産部	1	12	広島港湾振興局	1
5	警察本部	9	13	美術館	6
6	教育委員会	5	14	日彰館高等学校	1
7	広島地域事務所	3	合 計		77
8	呉地域事務所	1			

【表28】高額備品の貸付け及び管理委任の状況

区 分		点数	主な契約形態等
貸 付 け (物管則第17条)	貸付けを目的として取得	7	使用貸借契約
	県の事業に支障を及ぼさない範囲で貸付け	24	使用貸借契約及び貸付要領
管 理 委 任 (物管則第17条の2)		46	基本協定
合 計		77	

平成17年度中に貸付け等している（貸付実績のある）高額備品を保有している機関は14機関あり、保有点数は77点である。「貸付けを目的として取得」されたものは7点で、主なものは（社）広島県清港会に海面清掃船を貸し付けているものである。「県の事業に支障を及ぼさない」ものは24点で、主なものは（財）広島県健康福祉センターへの特殊自動車や美術館の絵画等を貸し付けているものである。なお、貸付けはすべて無償貸付である。また、県立身体障害者リハビリテーションセンターや県立総合体育館等の公の施設の管理者に管理委任しているものが最も多く、46点であった。

(2) 貸付け等に係る高額備品の物品検査等の状況

貸付け又は管理委任している（貸付け等実績のある）高額備品について、所管している機関が行っている物品検査実施状況及び貸付先からの使用状況報告は、次のとおりであった。

【表29】貸付け等に係る高額備品の物品検査等の状況

所管している機関の物品検査	点数	機関数	貸付先の使用状況報告	点数	機関数
定期的実施	2	2	定期的使用状況を報告	15	6
必要に応じて実施	24	4	必要に応じて報告	26	3
検査をした実績はない	51	10	報告した実績はない	36	8
合 計	77		合 計	77	

(注) 機関によっては、備品によって対応が異なるケースがあるため、合計は機関数(14)と合致しない。

貸付け又は管理委任している高額備品について、所管している機関において物品検査を「定期的実施している」と回答した機関は2機関(2点)のみであり、「検査を実施した実績はない」と回答した機関が10機関(51点)あった。

また、貸付先等において「使用状況を定期的に報告している」と回答した機関は6機関(15点)であり、「報告した実績はない」と回答した機関は8機関(36点)であった。

なお、所管している機関が実施している物品検査及び使用状況の定期報告のどちらも実施していないと回答した機関は、6機関(29点)である。

5 高額備品等の使用状況

(1) 高額備品等の使用状況

平成17年度において、取得金額1,000万円以上又は年間賃借料200万円以上の高額備品等が使用された日数は、次のとおりである。

【表30】高額備品等の使用状況

区 分		10日未満	0日(10日未満の内数)	10日以上 50日未満	50日以上 100日未満	100日以上 200日未満	200日以上
購 入 704点中	点 数	104	(82)	221	109	81	189
	構成比(%)	14.8	(11.6)	31.4	15.5	11.5	26.8
借受け 231件中	件 数	1(注)	(0)	8	14	66	142
	構成比(%)	0.4	(0.0)	3.5	6.1	28.6	61.4

(注) この1件は、平成17年度中のリース期間が2か月であったため、使用日数が10日未満となった。年間に換算すると30日程度使用予定。

取得金額1,000万円以上の高額備品704点のうち、年間使用日数が10日未満のものが104点(14.8%)あり、そのうち82点(11.6%)は全く使用がなかった。

なお、最も多いのは「10日以上50日未満」であり、221点(31.4%)である。

年間賃借料200万円以上のリース契約に係るものは、使用日数は200日以上が最も多く、142点(61.4%)である。

(2) 年間使用日数が少ない高額備品の状況

1,000万円以上の高額備品で、使用日数が10日未満のものは、33機関で104点にのぼった。このうち10日未満のものが3点以上あった機関は、次のとおりである。

【表31】機関別の高額備品の使用状況(使用日数が少ない事例)

(単位:点)

機 関 名	高額備品点数	0日	1~9日	主たる理由
美術館	42	19	0	美術品で1年以上展示されなかったもの
西部工業技術センター	80	10	2	機種が古い、使用できる資格者がいない
東部工業技術センター	40	9	2	使用不能、機種が古い、使用事業終了
県立広島大学庄原キャンパス	23	6	0	使用不能
県立広島大学三原キャンパス	32	5	0	使用不能、機種が古い、研究者不在
商工労働部(産業技術振興室)	15	4	1	機種が古い、使用できる資格者がいない
備北地域事務所	18	0	4	使用機会が少ない(除雪作業専用車等)
総合技術高等学校	4	4	0	3学年が使用する予定(現在1,2年)
教育委員会(教育政策・スポーツ振興)	7	2	2	機種が古い、使用機会が少ない
福山工業高等学校	11	2	1	使用できる指導者がいない、使用不能
尾道工業高等学校	8	3	0	機種が古い、使用できる資格者がいない

美術館においては、所蔵品展のテーマや作品の状態等を勘案し、計画的な展示をしているが、年度によっては展示されない所蔵品がある。

試験研究機関や大学の試験研究機器及び工業高校等実業科の産業教育用機器の使用日数が少ない原因としては、機種が古くなったことや使用できる者が人事異動等ではなくなったことが挙げられる。

(3) 年間使用実績のない高額備品の今後の予定

年間使用実績のない高額備品の今後の予定は、次のとおりである。

【表32】年間使用実績のない高額備品の今後の予定

(単位：点)

今後の予定 未使用期間	廃棄	所管換え	売払い	使用予定 (検討含む)	特になし	合計	構成比(%)
1年未満	2	0	0	6	1	9	11.0
1～3年未満	8	0	1	21	6	36	43.9
3年以上	13	5	0	10	9	37	45.1
合計	23	5	1	37	16	82	100.0

平成17年度の使用実績がない高額備品82点のうち、3年以上使用されていないものが37点で、全体の45.1パーセントあった。

使用実績のない82点の高額備品中、23点は使用見込みがなく廃棄を予定している。

また、売払いを検討しているのは、広島港湾振興局の作業船1点のみで、今後の方針が定まっていないものが16点ある。

6 重要物品の処分状況

平成17年度中に処分した重要物品の状況は、次のとおりである。

【表33】重要物品の処分の状況

(単位：点)

処分数	所管換え	売払い	譲与	廃棄	保管
90	15	6	1	64	4

処分方法としては、廃棄が64点で最も多い。

所管換え15点のうち9点は、警察本部から警察署への警察車両の所管換えである。

売払いの6点の内訳は、保健環境センターの工業作業機器及び試験研究機器が各1点、車両が3点、畜産技術センターの和牛が1点である。

譲与は、消防学校の特殊自動車を安芸太田町に譲与したものである。

保管とは、不用の決定をしたが、処分をしていないものである。

なお、4点以上処分した実績のある機関は、次のとおりである。

【表34】機関別重要物品の処分の状況 (単位：点)

機関名	処分点数
県立広島病院	30
県立神石三和病院	6
福祉保健部(福祉事業団貸与分)	4
県立林業技術センター	4

処分点数が多いのは、県立病院等医療機関であり、すべて廃棄によるものである。

## 7 高額備品等の外部利用の状況

外部利用は、各種行政目的を遂行するため、条例・規則等に基づき、県の施設に設置している備品を、県民・県内企業等が利用できるようにしているものである。

### (1) 外部利用が可能な高額備品等の状況

外部利用が可能な高額備品等の保有状況は、次のとおりである。

【表35】外部利用が可能な高額備品の保有状況（購入分）

機 関 名	点数	機 関 名	点数
総務部（情報政策室）	18	東部工業技術センター	24
県民生活部（県民文化センター貸付分）	2	林業技術センター	7
商工労働部（産業化学技術研究所貸付分）	11	水産海洋技術センター	3
農林水産部（広島県森林組合連合会貸付分）	1	身体障害者厚生相談所	1
教育委員会（総合体育館貸付分）	4	歴史博物館	1
食品工業技術センター	2	合 計	127
西部工業技術センター	53		

【表36】外部利用が可能な高額備品の保有状況（借受け分）

機 関 名	件数
総務部（情報政策室）	3
県立広島大学広島キャンパス	1
広島商業高等学校	2
合 計	6

外部利用が可能な高額備品は、購入分については127点あるが、そのうち100点が試験研究機関で全体の78パーセントを占めている。

外部利用の根拠は主に「広島県立工業技術センター使用料及び手数料条例」等の条例・規則に基づくものであるが、相互利用協定（注1）によるものもある。

総務部の高額備品は、広島メイプルネット（注2）に係る情報システム機器である。

借受け分については、6件あるが、すべて情報システム及び情報関連機器である。総務部のものは、公共施設予約管理システムなどである。

（注）1 相互利用協定…正式名称は「中国地方5県の公設試験研究機関における機器・施設の相互利用に関する協定」。鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県が、公設試験研究機関が所有する機器・施設の相互利用の協力体制を構築し、効果的、効率的な機器・施設の利用を図ることを目的として締結した協定で、平成16年4月に施行されている。

2 広島メイプルネット…広島県が構築した、県内いずれの市町からも、すべての県民が等しく利用可能な公共的な情報ネットワーク基盤

## (2) 高額備品等の外部利用実績

高額備品の平成17年度中の外部利用状況は、次のとおりである。

【表37】 高額備品の外部利用の状況

区 分	備品数量	利用実績なし	1～9回	10～99回	100回以上
購 入 (点)	127	38	25	51	13
借受け (件)	6	0	2	0	4

購入分については、「10～99回」が51点と最も多く、次いで「利用実績なし」が38点となっている。

なお、「利用実績なし」38点のうち、「専ら県民等の利用に資するため調達」したものは西部工業技術センターのレーザー装置等2点で、その他は「県の事務の支障を及ぼさない範囲で利用を許可」するものである。

借受け分については、「1～9回」の2件は広島商業高等学校のコンピュータシステムで、各種実務検定試験における設備として利用されたものであり、普段は生徒の授業用として使用されている。「100回以上」の4件のうち2件は、公共施設予約管理システムで、インターネットや携帯電話からのアクセス数が3万件以上あったものであり、1件は県立広島大学の県立広島大学図書館システムである。

## (3) 外部利用実績が少ない高額備品の保有状況及びその理由

購入した外部利用が可能な高額備品のうち、外部利用状況が「利用実績なし」(38点)及び「1～9回」(25点)の高額備品の各機関の保有状況は、次のとおりである。

【表38】 外部利用が少ない高額備品の保有状況

機 関 名	外部利用 備品点数	外部利用が少 ない備品点数	内 訳	
			利用実績なし	1～9回
商工労働部 (産業化学技術研究所貸付分)	11	8	5	3
農林水産部 (森林保全室)	1	1	0	1
教育委員会 (スポーツ振興課)	4	2	0	2
食品工業技術センター	2	2	1	1
西部工業技術センター	53	29	21	8
東部工業技術センター	24	10	6	4
林業技術センター	7	7	2	5
水産海洋技術センター	3	3	3	0
歴史博物館	1	1	0	1
合 計	106	63	38	25

「利用実績なし」と回答した備品数が最も多いものは、西部工業技術センターの21点である。次いで東部工業技術センターの6点となっている。「利用実績なし」の38点はすべて試験研究機関のものである。同様に「1～9回」の25点のうち21点は試験研究機関のものである。

また、「利用実績なし」とされた38点について、各機関の主な理由は、次のとおりである。

【表39】外部利用が少ない主な理由

機 関 名	主 な 理 由
商工労働部（産業技術室）	機器を利用する研究が少ない，故障している
食品工業技術センター	機器の操作に専門性を要する
西部工業技術センター	機種が古く陳腐化している，故障している
東部工業技術センター	機種が古く陳腐化している，企業ニーズに合わない
林業技術センター	企業からの申し出がなかった
水産海洋技術センター	相互利用協定による申し出がない
合 計	—

「機種が古く陳腐化している」と回答したものが多く，次いで「故障している」，「企業等のニーズがない（少ない）」というものであった。

## 8 実地監査の監査結果

「高額備品等の購入・管理・使用状況」に係る実地監査の監査対象機関及び監査結果は，次のとおりである。

### （1）監査対象機関

監査対象機関は，高額備品の保管状況，調達状況及び使用状況など提出された監査調査書の内容を基に，地方機関6機関，出資法人1機関を選定した。

【表40】実地監査対象機関

部 局	機 関
政策企画部	西部工業技術センター，水産海洋技術センター
福祉保健部	県立広島病院，県立神石三和病院，福祉事業団（出資法人）
教育委員会	広島工業高等学校，西条農業高等学校

### （2）監査方法

実地監査は，監査対象機関に赴き，高額備品の現物及び保管状況の確認をするとともに，提出された監査調査書を基に，関係書類との照合及び調達，使用，管理に関する事務全般にわたって関係者からの聴取等を行い実施した。

### （3）実地監査の監査項目

実地監査の主要な監査項目は，次のとおりである。

【表41】実地監査の主要な監査項目

調査項目	着 眼 点
1 現物確認	① 備品台帳（固定資産台帳）の設置は適正か（物管則第41条） ② 備品台帳（固定資産台帳）の記載状況は適正か ③ 備品台帳（固定資産台帳）と現物の照合 ④ 高額備品は良好な状態で保管されているか，保管場所は適正か（物管則第15条第1項，第2項）

2 維持管理状況	① 管理責任者は設置されているか ② 保守点検（日常点検・法定点検等）は適正に実施されているか
3 使用状況	① 使用状況の確認 ② 使用が少ない場合はその理由 ③ 使用する見込みがない場合、処分ができない理由 ④ 外部利用がある場合はその状況 ⑤ 外部利用が少ない場合はその理由
4 調達状況	① 備品調達の経緯・目的 ② 機種選定方法について、「機種選定委員会」などの選定に係るルールづくりがされているか ③ 機種選定に当たって、維持管理経費やリースとの比較等を実施しているか ④ 高額備品購入に係る契約方法は適正か ⑤ 随意契約の場合、随契理由は適正か（自治令第167条の2） ⑥ 物品の納入検査は物品検査職員及び物品検査職員以外の立会により実施しているか（物管則第6条第3項）
5 処分状況	① 不用の決定の手續は適正に行われているか（物管則第27条第1項） ② 処分方法及び経費の確認
6 その他	① 各機関での課題の聴取 ② 備品管理上の要望

#### (4) 実地監査の結果

##### ア 現物確認について

実地監査対象機関において、高額備品（取得金額1,000万円以上の備品）及び平成15年度から平成17年度までの間に購入した重要物品を現物確認の対象とした。

なお、西部工業技術センター、水産海洋技術センター、県立広島病院、福祉事業団は、対象数が多いため、抽出して確認した。

備品台帳（固定資産台帳）と現物の照合及び保管状況については、各対象機関においておおむね適正であったが、次の点において課題が見られた。

##### (ア) 複数の機器で構成されている備品について

各対象機関において、複数の機器で構成されている高額備品等があったが、備品登録は物品管理システム上「1式」であり、対象機関によっては構成内容が不明瞭なものが見受けられた。また、複数の機器で構成されている高額備品等は、主体となる機器以外の各構成機器には、備品標識が貼付されていなかった。

##### (イ) 現物確認について

県立広島病院が、平成8年3月31日に、26,145,300円で取得したベッドについて、実際には相当数のベッドを購入していたが、固定資産台帳には数量が「1」と記載されていた。また、該当するベッドについて、現物の特定はできなかった。

なお、現在は、ベッドの固定資産台帳の登録については、1台ごとに登録し、備品の標識を付して、適正な管理に努めている。